

議第176号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年12月12日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「までの子」の右に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項および前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「子のある職員（」を「子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。）のある職員（」に、「要介護者の」を「第20条第1項に規定する要介護者の」に、「前項中」を「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中」に改める。

第10条第1項中「および介護休暇」を「、介護休暇および介護時間」に改め、同条第2項中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第20条第1項中「職員が」の右に「要介護者（」を、「もの」の右に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（次条第2項において「指定期間」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

議第176号

地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案

第20条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

（滋賀県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第2条 滋賀県職員の育児休業等に関する条例（平成4年滋賀県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア（イ）を次のように改める。

（イ）その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（第2条の3第3号において「1歳6か月到達日」という。）までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了することおよび特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員

第2条第4号イ中「次条第3号」を「第2条の3第3号」に、「子の1歳到達日（」を「子が1歳に達する日（以下この号および同条において「1歳到達日」という。）（」に改める。

第2条の3を第2条の4とする。

第2条の2第3号中「が1歳6か月に達する日」を「の1歳6か月到達日」に改め、同条を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

（1）育児休業の承認が産前の休業を始め、または出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条第7号を同条第8号とし、同条第6号中「第2条の2第3号」を「第2条の3第3号」に改め、同号を同条第7号とし、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

（2）育児休業の承認が第5条に規定する事由に該当したことにより取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号アまたはイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）または養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合第11条第1号を次のように改める。

(1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）の承認が産前の休業を始め、または出産したことにより効力を失った後、当該産前の休業または出産に係る子が第3条第1号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第11条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務の承認が第14条第1号に掲げる事由に該当したことにより取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号アまたはイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第23条第2項中「または」を「もしくは」に、「を承認されている」を「または勤務時間条例第20条の2、学校職員勤務時間条例第21条の2もしくは警察職員勤務時間条例第20条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「として承認されている」を「または当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、同条第3項中「を承認されている場合」を「または育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合」に、「当該時間」を「当該減じた時間」に、「を承認されている時間」を「または当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間」に改める。

（滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第3条 滋賀県企業職員の給与の種類および基準に関する条例（昭和43年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「または介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」に改め、「もの」の右に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「休暇をいう。）」の右に「または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

（滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正）

第4条 滋賀県病院事業に従事する企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年滋賀県条例第112号）の一部を次のように改正する。

第25条第2項中「または介護休暇（当該職員が）」を「、介護休暇（当該職員が要介護者（」

に改め、「もの」の右に「をいう。以下この項において同じ。）」を、「休暇をいう。）」の右に「または介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことが相当と認められる場合における休暇をいう。）」を加える。

（滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第5条 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条の3第1項中「までの子」の右に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第2において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項および前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「子のある職員（）」を「子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第16条ならびに別表第2において同じ。）のある職員（）」に、「要介護者の」を「第21条第1項に規定する要介護者の」に、「前項中」を「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第21条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中」に改める。

第11条第1項中「および介護休暇」を「、介護休暇および介護時間」に改め、同条第2項中「第21条」を「第21条の2」に改める。

第21条第1項中「職員が」の右に「要介護者（）」を、「もの」の右に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で任命権者が指定する期間（次条第2項において「指定期間」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第21条の2 任命権者は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

第23条中「同条第1項および第3項の規定を」を削り、「ならびに」を「および」に、「および第21条第1項」を「、第21条第1項および第2項ならびに第21条の2第1項」に改める。

（滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例の一部改正）

第6条 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「までの子」の右に「（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。）」を加え、同条第4項中「第1項および前項」を「前3項」に、「日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）」を「要介護者」に、「子のある職員（」を「子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項に規定する子をいう。以下この条および第15条ならびに別表第2において同じ。）のある職員（」に、「要介護者の」を「第20条第1項に規定する要介護者の」に、「前項中」を「第2項中「3歳に満たない子のある職員が当該子を養育する」とあるのは「第20条第1項に規定する要介護者のある職員が当該要介護者の介護をする」と、「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と、前項中」に改める。

第10条第1項中「および介護休暇」を「、介護休暇および介護時間」に改め、同条第2項中「第20条」を「第20条の2」に改める。

第20条第1項中「職員が」の右に「要介護者（」を、「もの」の右に「をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間」を「人事委員会規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で本部長が指定する期間（次条第2項において「指定期間」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（介護時間）

第20条の2 本部長は、職員が要介護者の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき休暇を願い出たときは、介護時間を与えることができる。

2 介護時間の時間は、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3 前条第4項の規定は、介護時間について準用する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正前の滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第20条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第1条の規定による改正後の滋賀県職員の勤務

時間、休日および休暇に関する条例第20条第2項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。

- 3 施行日から平成29年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の滋賀県職員の育児休業等に関する条例第2条の2の規定の適用については、同条中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。
- 4 第5条の規定による改正前の滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第21条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第5条の規定による改正後の滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第21条第2項に規定する指定期間については、任命権者は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
- 5 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員（滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）第2条第2項に規定する指導主事に充てられる職員を除く。）に対して前項の規定を適用する場合には、同項中「任命権者」とあるのは、「市町教育委員会」と読み替えるものとする。
- 6 第6条の規定による改正前の滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第20条の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る第6条の規定による改正後の滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例第20条第2項に規定する指定期間については、本部長は、人事委員会規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。
(人事委員会規則への委任)
- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。